

平成 21 年 12 月 10 日

各 位

会 社 名 パナソニック株式会社
代表者名 取締役社長 大坪 文雄
(コード：6752、東証・大証・名証 第一部)
問合せ先 役員 財務・I R グループ
グループ マネージャー 河井 英明
(TEL. 06-6908-1121)

三洋電機株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

パナソニック株式会社（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、平成 21 年 11 月 4 日開催の取締役会において、三洋電機株式会社（コード番号：6764 東京証券取引所・大阪証券取引所、以下「対象者」といいます。）の株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 21 年 11 月 5 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 21 年 12 月 9 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

パナソニック株式会社
大阪府門真市大字門真 1006 番地

(2) 対象者の名称

三洋電機株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 優先株式
 - イ A 種優先株式
 - ロ B 種優先株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,070,985,000 株	3,070,985,000 株	—

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (3,070,985,000 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、A 種優先株式及び B 種優先株式には、それぞれ対象者に対して 1 株につき 10 株の割合で対象者普通株式を交付すること（以下「転換」といいます。）を請求する権利が付されているため、買付予定数の下限の達成を判断するにあたっては、本公開買付けに応募された A 種優先株式及び B 種優先株式をそれぞれ普通株式 10 株とみなして応募株券等の総数を計算します。また、買付予定数の下限 (3,070,985,000 株) は、完全希薄化後総株式数の過半数に相当します。

(注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注 4) 公開買付け期間末日までに A 種優先株式及び B 種優先株式の全部又は一部が普通株式に転換される可能性があります。当該転換により発行又は移転される対象者普通株式についても本公開買付けの対象とします。

(注 5) 本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数は、対象者が平成 21 年 11 月 5 日に提出した第 86 期第 2 四半期報告書に記載された平成 21 年 9 月 30 日現在の発行済の普通株式総数 (2,937,562,549 株) から対象者が平成 21 年 11 月 5 日に提出した第 86 期第 2 四半期報告書に記載された平成 21 年 9 月 30 日現在の対象

者が保有する普通株式数（16,198,000株）を控除した株式数（2,921,364,549株）に、対象者が平成21年11月5日に提出した第86期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の発行済のA種優先株式（182,542,200株）及び対象者が平成21年11月5日に提出した第86期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の発行済のB種優先株式（246,029,300株）から対象者が保有するB種優先株式（106,522,445株）を除いたB種優先株式（139,506,855株）が全て普通株式に転換された場合の当該普通株式の総数（3,220,490,550株）を加えた株式数（6,141,855,099株）になります。

(5) 買付け等の期間

平成21年11月5日（木曜日）から平成21年12月9日（水曜日）まで（24営業日）

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、131円

A種優先株式1株につき、1,310円

B種優先株式1株につき、1,310円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,070,985,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数（3,082,309,227株）が買付予定数の下限（3,070,985,000株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、A種優先株式及びB種優先株式にはそれぞれ対象者普通株式への転換を請求する権利が付されているため、上記の応募株券等の総数の算定においては、応募されたA種優先株式及びB種優先株式をそれぞれ普通株式10株とみなして計算しています。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第30条の2に規定する方法により、平成21年12月10日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	普通株式 3,282,677株 A種優先株式 1,825,422,000株 B種優先株式 1,253,604,550株	普通株式 3,282,677株 A種優先株式 1,825,422,000株 B種優先株式 1,253,604,550株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券（ ）	—株	—株
株券等預託証券（ ）	—株	—株
合計	3,082,309,227株	3,082,309,227株
(潜在株券等の数の合計)	(1,253,604,550株)	(1,253,604,550株)

(注1) 本公開買付けに応募されたA種優先株式及びB種優先株式の数はそれぞれ182,542,200株及び125,360,455株でしたが、A種優先株式及びB種優先株式にはそれぞれ対象者に対して転換を請求する権利が付されているため、「株

式に換算した応募数」及び「株式に換算した買付数」においては、応募されたA種優先株式及びB種優先株式の数を普通株式に転換された場合の当該普通株式の総数に換算しております。

(注2) A種優先株式は、株主総会における議決権を有していますが、B種優先株式は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会における議決権を有していませんので、「潜在株券等の数の合計」は、本公開買付けに応募されたB種優先株式(125,360,455株)が全て普通株式に転換された場合の当該普通株式の総数を記載しております。

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,568 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.03%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	3,082,309 個	(買付け等後における株券等所有割合 50.19%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,569 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.03%)
対象者の総株主等の議決権の数	4,735,373 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等(令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含みます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年11月5日に提出した第86期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の総株主の議決権の数(普通株式については1単元の株式数を1,000株、A種優先株式については1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としており、A種優先株式及びB種優先株式は転換が可能であるため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成21年11月5日に提出した第86期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の普通株式に係る議決権の数(2,909,951個)に単元未満株式に係る議決権の数(対象者が平成21年11月5日に提出した第86期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の単元未満株式10,309,549株に、対象者が平成21年11月5日に提出した第86期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在のB種優先株式(246,029,300株)から対象者が保有するB種優先株式(106,522,445株)を除いたB種優先株式(139,506,855株)が全て普通株式に転換された場合の当該普通株式の単元未満株式(550株)を加えた10,310,099株に係る議決権の数である10,310個)、並びに対象者が平成21年11月5日に提出した第86期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在のA種優先株式(182,542,200株)及び対象者が平成21年11月5日に提出した第86期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在のB種優先株式(246,029,300株)から対象者が保有するB種優先株式(106,522,445株)を除いたB種優先株式(139,506,855株)が全て普通株式に転換された場合の当該普通株式に係る議決権の総数(3,220,490個)を加えた数である6,140,751個を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日
平成21年12月16日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します(公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます。)。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法により交付されます。買付けは、金

銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。なお、応募された対象者優先株式について、応募株主以外の第三者の名義に書き換えられる等の事情により株主名簿上の名義を公開買付者名義に書き換えることができないことが判明した場合又は質権その他の担保権が設定されていることが判明した場合には、公開買付者は、当該応募株式に係る売却代金の全部又は一部の支払いを留保することがあります（ただし、買付予定数の下限の達成を判断するにあたっては、当該株式も応募株券等の総数に含めて計算します。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、平成 21 年 11 月 4 日公表の当社ニュースリリース「三洋電機株式会社に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」記載の内容から変更ありません。

なお、本公開買付けがパナソニックグループの平成 21 年度通期連結業績に与える影響については、現在精査中であり、詳細が明確になり次第、速やかにお知らせいたします。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真 1006 番地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目 8 番 16 号

以 上

本プレスリリースには、パナソニックグループの「将来予想に関する記述（forward-looking statements）」（米国1933年証券法第27条Aおよび米国1934年証券取引法第21条Eに規定される意味を有する）に該当する情報が記載されています。本プレスリリースにおける記述のうち、過去または現在の事実に関するもの以外は、かかる将来予想に関する記述に該当します。これら将来予想に関する記述は、現在入手可能な情報に鑑みてなされたパナソニックグループの仮定および判断に基づくものであり、これには既知または未知のリスクおよび不確実性ならびにその他の要因が内在しており、それらの要因による影響を受ける恐れがあります。かかるリスク、不確実性およびその他の要因は、かかる将来予想に関する記述に明示的または黙示的に示されるパナソニックグループの将来における業績、経営結果、財務内容に関してこれらと大幅に異なる結果をもたらすおそれがあります。パナソニックグループは、本プレスリリースの日付後において、将来予想に関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。投資家の皆様におかれましては、1934 年米国証券取引法に基づく今後の米国証券取引委員会への届出等において当社の行う開示をご参照下さい。

なお、上記のリスク、不確実性およびその他の要因の例としては、次のものが挙げられますが、これらに限られるものではありません。かかるリスク、不確実性およびその他の要因は、当社の有価証券報告書にも記載されていますのでご参照ください。

- 米国、欧州、日本、中国その他のアジア諸国の経済情勢、特に個人消費および企業による設備投資の動向
- 多岐にわたる製品・地域市場におけるエレクトロニクス機器および部品に対する産業界や消費者の需要の変動
- 為替相場の変動（特に円、米ドル、ユーロ、人民元、アジア諸国の各通貨ならびにパナソニックグループが事業を行っている地域の通貨またはパナソニックグループの資産および負債が表記されている通貨）
- 資金調達環境の変化等により、パナソニックグループの資金調達コストが増加する可能性
- 急速な技術革新および変わりやすい消費者嗜好に対応し、新製品を価格・技術競争の激しい市場へ遅滞なくかつ低コストで投入するパナソニックグループの能力
- 他企業との提携またはM&A（公開買付けによる三洋電機の子会社化を含む）で期待どおりの成果を上げられない可能性
- パナソニックグループが他企業と提携・協調する事業の動向
- 多岐にわたる製品分野および地域において競争力を維持するパナソニックグループの能力
- 製品やサービスに関する何らかの欠陥・瑕疵等により費用負担が生じる可能性
- 第三者の特許その他の知的財産権を使用する上での制約
- 諸外国による現在および将来の貿易・通商規制、労働・生産体制への何らかの規制等（直接・間接を問わない）
- パナソニックグループが保有する有価証券およびその他資産の時価や有形固定資産、のれんなどの長期性資産および繰延税金資産等の評価の変動、その他会計上の方針や規制の変更・強化
- 地震等自然災害の発生、感染症の世界的流行その他パナソニックグループの事業活動に混乱を与える可能性のある要素